

第26回

政策評価に関する有識者会議

2017年6月26日

金融庁 総務企画局政策課

午前9時57分 開会

○大島政策評価室長 定刻より若干早いですけれども、皆様おそろいでございますので始めたいと思います。

本日は、お忙しい中、有識者の委員の皆様におかれましては、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから第26回政策評価に関する有識者会議を始めさせていただきます。

なお、神作委員、田辺委員におかれましては、本日はご都合がつかずご欠席ということになりました。

お時間も限られておりますので、金融庁側のメンバーにつきましては、お手元の配席図をもちましてご紹介に代えさせていただきたく存じます。

本日の議事進行は富田座長にお願いしてございます。それでは、富田座長、よろしくお願いいたします。

○富田座長 本日は、皆様ご多忙のところご参集下さいましてありがとうございます。議事次第に従いまして、まず、森長官から、この1年の取組みの成果と課題等についてお話をいただき、その後、委員の皆様よりご意見を伺いたいと存じます。

報道関係者の方々におかれましては、ここでカメラの撮影は終了とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、傍聴されておられます皆様方におかれましては、静粛に傍聴されますことをお願いいたします。

それでは、森長官、よろしくお願いいたします。

○森長官 森でございます。よろしくお願いいたします。本日は、金融庁の政策評価に関して、平成28年度の実績評価、29年度から5年間の次期基本計画をご審議いただきますが、最初に、議論のきっかけとなるよう、レジュメに沿って、この1年の金融行政の主な取組みの成果と今後の課題などを簡単に説明させていただきます。

まず始めに、金融行政につきましては、「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立」、「利用者保護と利用者利便の両立」、「市場の公正性・透明性と活力の両立」の実現を通じて、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大」という「究極的な目標」を達成していくことを目標としております。

金融庁では、この金融行政の「究極的な目標」を、より透明性とアカウンタビリティを持った形で達成していくべく、平成27事務年度から、「金融行政方針」で取り組むべき目標や具体的な施策を明らかにし、「金融レポート」で実績を評価し、課題を整理した上で、

次のサイクルにつなげていくという、PDCAサイクルを実施しております。28事務年度は、その2年目にあたり、このサイクルも徐々に定着しつつあると考えています。

この1年の大きな取組みとしては、まず、検査・監督について、これまでの行政を金融庁発足まで遡った上で、そのあり方についての議論を進めてまいりました。ここ数年、従来の検査・監督のあり方を環境変化に応じ見直してきましたが、その全体像は、これまで十分に整理された形で提示されているとはいえない状況でした。

そこで、外部の有識者からなる「金融モニタリング有識者会議」を設置し、現状の問題と今後の目指すべき方向性について、ご議論いただき、本年3月に、報告書を取りまとめでいただきました。

報告書では、今後のモニタリングの目指すべき方向として、金融行政の「究極的な目標」との整合性を確保していくことが重要であり、その手法についても、「最低基準の充足状況の確認」ととどまらず、「ベスト・プラクティスに向けた対話」や、「持続的な健全性を確保するための動的な監督」などの手法を、個別金融機関の状況などに応じて、組み合わせで対応していくことが必要とされております。

金融庁では、この報告書を踏まえ、検査・監督の見直しを具体的に進めていくため、現在、当庁としての基本的な考え方と今後の対応の工程を整理しているところです。

次に、金融システムの安定と金融仲介機能の質の向上についてお話しします。金融機関の財務状況を見ると、不良債権比率は歴史的にも国際的にも低い水準にあり、自己資本比率も規制上求められる水準を大きく上回って増加してきているなど、我が国の金融システムは足下総じて健全です。

ただし、世界的に緩和的な金融政策がとられてきたことなどから、金利の低下とイールドカーブのフラット化が進み、貸出業務の利ザヤが縮小するなど金融機関の本業の収益性が低下しています。特に、我が国では、今後も生産年齢人口の減少が続くことなども踏まえれば、足下の低金利環境が今後も継続する可能性があり、金融機関が、その健全性を将来にわたり維持できるための収益をいかにして上げていくかが大きな課題となっています。

こうした中、目先の利益を確保すべく、例えばアパート・マンションローンや銀行カードローンに注力する金融機関が多く見られます。

金融庁では、アパマンローンの融資審査に当たり、借手がアパート等の空室・賃料低下等のリスクを十分に理解しないまま融資が行われているのではないかなどの課題を金融機関に対して指摘し、適切な融資審査と顧客本位の業務運営を行うよう促してまいりました。

また、銀行カードローンについては、多重債務問題の再燃を未然防止する観点から、実態を把握した上で、業界に対して、融資審査の改善や、広告・宣伝の改善等を求めました。本年3月、全銀協は、これらを改善すべく、自主的な申し合わせを行いました。金融庁としては、引き続き、金融機関の取組み状況をしっかりモニタリングし、改善に向けた取組みを求めていきます。

過去にも、例えば2000年代半ばに銀行が手数料稼ぎの目的で中小企業に対し広範囲に為替デリバティブ商品を販売するなど、顧客の利益を顧みない営業が見られましたが、このような目先の利益だけを追うことは長続きせず、却って、顧客からの信頼を失う結果になります。真にsustainableなビジネスモデルを築いていくためには、金融機関が顧客の企業価値の向上に真に資する商品・サービスを提供し、それが金融機関自身のプラスにもなるような、顧客との「共通価値の創造」に正面から取り組んでいくことが求められます。

個別の金融機関を見ても、借手企業の経営上の課題や悩みをよく把握した上で有益なサービスを提供している金融機関ほど、貸出金利の低下幅が少なく、比較的安定した収益を確保しているという一般的な傾向があることが、分析結果として得られています。

金融庁では、こうした「共通価値の創造」につながる取組みを促すため、昨年秋、金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる「金融仲介機能のベンチマーク」を策定・公表しました。

また、企業アンケート調査、各金融機関のモニタリングを通じた実態把握と対話を行ってきました。

さらに、優良な取組みを広く促していくために、金融機関の表彰制度を検討しているところです。

金融機関のビジネスモデルがsustainableでないと、将来的には健全性の問題につながっていくと考えられます。こうした観点から、状況の改善が必要な金融機関に対しては、深度ある対話を実施していきます。

低金利環境が継続する中で証券運用で大きなリスクをとる金融機関も増加していますが、昨今、世界的に金融政策の正常化に向けた動きが見られつつあり、金利上昇により債券運用等に損失が発生する可能性も十分に考慮しておく必要があります。

昨年末以降金融機関の有価証券運用に関するリスク管理について実態把握を行ったところ、地域金融機関の中には、当期の期間収益を確保するために証券運用で多大なリスクを取る一方で、含み損のリスクを軽視するなど、リスク管理に課題が認められる金融機関が

あることが明らかになりました。

引き続き、有価証券運用を行う金融機関に対しては、運用の高度化や、適切なリスク管理態勢の構築を促していきます。

次に、安定的な資産形成の促進、公正・透明で活力ある市場の構築についてです。

日本の家計金融資産の資産構成を見ると、引き続き、過半が現預金という構造が変わっていません。また、アメリカ、イギリスに比べ家計金融資産は低い伸びにとどまっています。

今後さらに高齢化が進展していくことを踏まえれば、家計の安定的な資産形成を図っていくことは益々重要な課題となっています。そのためには、長期・積立・分散投資が有用と考えられますが、残念ながら、これまで日本ではこうした投資手法が定着してきませんでした。

このような認識に基づき、長期・積立・分散投資を政策的に後押しする観点から、29年度税制改正において、「積立NISA」を創設しました。その上で、「積立NISA」が国民の安定的資産形成という制度の趣旨に沿って運用されるよう、対象となる投信の基準を3月末に策定しました。

今後は、投資教育についても、これまでとは異なった形で、実際の効果が上がるようなやり方を工夫していくつもりです。あわせて、一般の投資家が個々の投信を比較・検討し、良質な選択をしやすくなるような商品比較情報を提供するためのインフラの整備についても検討していきます。

一方で、日本の投信のうち、今述べた積立NISAの基準を満たすものは、公募株式投信全体の1%以下の約50本に過ぎず、引き続き、手数料率が高く、個人の安定的な資産形成には適さない投資信託が広く売られています。

国民の安定的な資産形成のためには、関係する全ての金融事業者が、顧客に真に役立つ良質な金融商品・サービスの提供を通じて、信頼に基づく顧客基盤を強固なものとし、中期的に発展していく、という姿を実現していくことが重要です。このため、金融庁では、金融審議会における半年にわたる議論を踏まえ、本年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則」を確定・公表しました。

今後、金融事業者が、それぞれに「原則」を踏まえた取組み方針を策定・公表し、それを実践していくこととなりますが、その際には、単に体裁を表面上整えるのではなく、ベストプラクティスを目指して、より良い金融サービスの提供を競い合うといった、実質を

伴う形でのビジネス慣行が定着するよう、我々としても注視していきます。

次に、コーポレートガバナンス改革についてです。これまで、単に「形式」にとどまらず、「実質」的に質の高いコーポレートガバナンスが実践されるための取り組みを行ってきましたが、この1年間は、機関投資家が中長期的な視点からの企業評価に基づいて、投資先企業との間で「建設的な対話」に実効的に取り組んでいくための方策の検討を行ってまいりました。

具体的には、運用機関のガバナンス・利益相反管理の強化や、議決権行使結果の公表の充実、アセットオーナーによる運用機関に対する働きかけなどを内容とする、スチュワードシップ・コードの改訂を行いました。

今後は、これにより機関投資家と企業の対話が実際にどう変わっていくかをモニターしていきます。

また、企業と投資家の中長期的な視点に立った建設的な対話を促進する観点からは、上場企業による公平な情報開示を確保していく必要があります。このため、フェア・ディスクロージャー・ルールを我が国においても導入すべく、先般、金融商品取引法を改正したところです。

他方、昨今、業績不振企業による開示規制違反や、大規模会社の海外子会社に対するガバナンスが機能していないことによる不祥事など、上場企業の開示に関わる問題が発生しています。

こうした中、企業の財務情報をチェックする立場にある監査法人による会計監査の質を向上させていくことも課題です。このため、金融庁では、本年3月に監査法人のガバナンスコードを策定しました。今後、各法人が、それぞれの特性を踏まえた自律的な対応を行うことを通じて、実効的な組織運営の実現のための改革を強力に進めていくことを期待しています。

次に、市場の透明性・公正性の確保については、マクロ経済動向等を踏まえた不公正取引リスクの拡大を受けて、証券取引等監視委員会において、取引審査の件数を増加させました。課徴金勧告件数も大幅に増加していますが、引き続き、市場監視機能を強化していきます。

また、昨今、証券市場における高速取引について、市場に流動性を供給しているとの指摘がある一方で、市場の安定性や効率性、投資家間の公平性などの観点から、懸念が指摘されてきたところです。こうしたことを背景に、先般、高速取引を行う投資家に対する登

録制を導入するための金融商品取引法の改正を行いました。

次に、F i n T e c hについては、日本においてもF i n T e c hの投資額が増えてきてはいるものの、全世界の水準と比べるとまだまだ僅かであり、実際のサービスへの結実という点で見ても、まだまだこれからの状況です。

こうした中、先般、オープンAPIを通じて、フィンテック企業と金融機関とのオープン・イノベーションを推進するための銀行法の改正を行いました。

F i n T e c hについては、新しい技術の活用により、金融サービス・非金融サービスがアンバンドル・リバンドルされ、金融・ITの融合による新しいビジネスモデルに繋がっていく可能性があり、こうした動きに金融規制はどう対応していったらよいのか、ということも大きな課題となってくる可能性があります。このため、金融庁としては、幅広いステークホルダーと対話を行いながら、適時適切な対応を行っていくつもりです。

次に、国際的な発信の強化についてです。国際的な規制改革の進め方については、私自身も、講演や英字メディアへの寄稿などを行い、①経済の持続的な成長と金融システムの安定の両立を目指すべきである、②規制の策定から実施や監督に重点を移すべきである、③規制の複合的な効果と副作用について検証すべきであることなどについて、問題提起を行ってきました。

こうした日本の主張は、G 2 0首脳声明にも反映されているほか、F S B（金融安定理事会）では、セクターを超えた規制の全体的・累積的な影響などを分析するための枠組みが整備されました。

また、本年4月に、監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）の事務局が東京に開設されました。金融庁としては、引き続き、I F I A R事務局の活動を支援し、グローバルな監査品質の向上に貢献していきます。

最後に、金融庁自身の改革についてです。金融行政において、変化する様々な課題に対して、的確な取組みを行っていくためには、金融庁自身が環境変化に対応して、不断に自己改革をしていく必要があります。

まず、金融庁のガバナンス面については、常に外部からのチェックが入ることが重要であり、この1年間、金融行政モニター制度の積極的活用、各種有識者会議の開催を通じ、外部有識者の意見が行政に反映される枠組みの強化などに取り組んできました。

また、人材育成等の観点から、職員の専門性の向上につながる人事配置、多面的な評価を通じた職員の自己啓発を促すための360度評価の幅広い実施、若手職員を中心にキャ

リア形成に資するアドバイスをを行うための面談などの取組みを進めてきました。

さらに、ワークライフバランスの推進の観点からは、これまでも業務の効率化に向けて様々な取組みを行ってきましたが、残念ながら、大きな成果が得られたとは言えませんでした。そこで、今年から、課室ごとに超過勤務を縮減するための数値目標を設定し、幹部職員が毎月チェックする取組みを始め、部局によっては成果が見え始めています。

冒頭に申し上げた金融行政の目的を、金融庁がより効果的に実現していくためには、職員一人一人が「国益への貢献」を追求し、困難な課題に主体的に取り組むと同時に、そうした職員が、金融庁で働いてよかったと思えるような組織にしていくことが重要です。このため、今年1年は、組織のガバナンス強化や人材育成に向けた取組みを更に進めていきたいと考えております。

私からは以上です。座長、よろしくお願いいたします。

○富田座長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様よりご意見を伺いたいと思います。恐縮でございますけれども、私の左側から順番に、まずは翁委員、島崎委員からご発言をいただきたいと思います。そこで一旦区切らせていただきまして、金融庁側よりお答えをいただきたいと思います。

それでは、翁委員、よろしくお願いいたします。

○翁委員 ただいまのご説明、ありがとうございます。何点か申し上げたいと思うのですが、1つは、金融システムの安定性を確保するためのリスクの把握というところで、マクロ・プルーデンスや監督の点について、マクロ・プルーデンスにつきましては、専門の部署を設けて、かなりいろいろな取組みをされてきていると思います。具体的に今、どのような体制でやっておられて、今後の課題はどういったところにあるのかなどにつきまして、ちょっとご意見を伺えたらと思っております。

具体的には、様々なマーケットがございますけれども、そのマーケットの特性などについては市場関係者の方とヒアリングなどをしながらつかんでおられるのかというようなこととか、それから、日本銀行もこういったマクロ・プルーデンスの観点からさまざまな検討をしているわけですが、一方で、日本銀行は金融政策のほうでイールドカーブコントロールとか、そういうことをやっているわけで、むしろ客観的にそういった金融機関に与える金融政策の影響などについて分析ができるのは、金融庁のほうではないかとも思うんですけれども。こういった点、例えば日本銀行なんかと意見交換をされているのかといったこと。

それから、先ほどから森長官がいろいろな金利リスクの観点からの地域金融機関への警告などについてもご指摘があったのですけれども、全体としてこの金融緩和の状況について、出口に向けての議論というのは、金融システムに多大な影響を与えるわけですが、それを総合的にどういうふうに捉えておられるのか。こういった点について、マクロ・プルーデンスの観点から、今どういうふうに取り組んでおられるのかということについて、ちょっとお伺いしたいと思っております。

2つ目はF i n T e c hの観点でございます。これもご説明がございましたけれども、私自身もいろいろな議論に参加させていただきまして、また、この間、森長官も講演をされたわけでございますけれども、国際的に見ても、どの監督当局、規制当局も、今このF i n T e c hによって新しい参加者が金融システムに入ってくると。そして、今までの金融の中の銀行業とか、保険業とか、証券業とか、そういった主体別、制度的な観点から行っていた監督が、もはや非常に大きな転機を迎えているという認識がおりないのではないかと思っております。

これは、やはりオープンA P Iなどを通じて、オープン化が進んでいくと、銀行業というのは一体何なのか、銀行業で守るべきものは何なのか。むしろ、さまざまなF i n T e c h事業者と銀行業のエコシステムがどんどんでき上がっていくにつれて、機能別で見ていくというような新しい発想で、やっぱり金融の規制とか、監督というのを考えていかなければならない、今大きな転機なのではないかなと思っております。

こういった点は、金融庁長官からも問題提起は先日なされたわけでございますけれども、これを具体的にどういうふうに検討していかれようとしているのか。私自身もこういった機能別ということを考えていかなければならないと考えておりますけれども、このあたりについてどういうふうなお考えをお持ちなのかということについて、お伺いしたいと思っております。

また、このF i n T e c hというのはA Iを使ったり、ビッグデータ分析で、新しい業者は今までの業者とは異なっていて、ビッグデータでさまざまな取引データなどを中心にビジネスチャンスも掴むし、またリスク管理もするというような状況になってきているということで、金融庁のほうの体制としても、そういったF i n T e c h業者をどうやって監督していくのか。こういったところと一緒に取り組んでいる金融機関をどういうふうに見ていくのかというのは、まさに新しいI Tの技術やビッグデータの分析、こういったことをできる人材を育てたり、また外から入れていくということがとても重要だと思ってい

ます。

また、各国の監督当局などを見ると、アクセラレータプログラムなどを使って、監督当局自身が民間と一緒に頑張って勉強していくというような、そういった取り組みも出てきているというように思います。例えばイングランド銀行なんかも、ブロックチェーンとかPwCなんかと組んでいろいろやっているようですけれども、こういった新しい技術革新について、これから金融庁はどういうふうに取り組んでいかれて、人材を育成されようとしているのか、このあたりについてお伺いしたいと思っております。

それから、3つ目ですけれども、金融行政方針などもいろいろやって、PDCAを変えると。そして、まさにご指摘になったように、有識者会議で金融の検査マニュアルなどの位置づけも変えていき、究極的な目的と金融庁の目的とのリンクがどうなっているのかということ発信し、そして、このフィロソフィーを大きく変えていきたいと思いますということ自体は、私自身は非常に重要な指摘であったと思っております。

ただ、そこで実際にやろうとされていることは、本当に金融庁の実際に検査や監督をされる方々一人一人がどういうふうにしてその発想を十分理解して、どうやって金融機関と対話していくのか。フィロソフィーの転換というのはとても大事なのですが、それを地域の財務局にいらっしゃる一人一人の方々がそれを咀嚼して、どうやって金融機関と対話していくのかというのは、壮大な非常に重要な課題だと思っているわけです。

サステイナブルなビジネスモデルを金融機関自身が作っていかねばいけないわけで、そこに金融庁の、上から目線的でない対話というのをどういうふうにしていくのかというのは、とても重要な課題だと思っています。もちろん、そういった経営戦略の変更が明らかに必要な、きちんと変えていくということが必要な金融期間に対してはしっかりやっていくということは大事なのですが、そうでもないところと対話をしていくというのは難しいことだというふうに思っています。

このあたり、どういうふうに取り組まれようとしているのか。また、検査と監督を一体的にやっていくというところについても、今どういう議論をされているのか。このあたりについてお話していただければありがたいです。

それから、最後の点なのですが、国際的な発信というのは、ここでも書いてございますけれども、私はバーゼルの取組みについては、まさに森長官が数年前に発信されたことが非常に大きな意味を持ったと思っています。成長を意識しなければ、いくら金融規制を強化しても、安定性を究極的に得られるとは考えられないし、あと、いろいろな当局

が様々な議論をして規制が入り、それが輻輳的になっていて、それが実際に金融機関にどういうふうに影響を与えるかわからない。

そういったことで、特に金融庁長官として問題提起、発信されたことが大きな波となって、今、少しずつ国際的にも変化している。それは非常によかったと思っております。ですので、やっぱり国際的な発信をタイムリーに、しかも早くやるということがとても大事だというふうに思っているわけです。この間、それでF i n T e c hについて発信をされたわけで、すごくよかったと思うんですが、もっと早くできればよかったのではないかなというふうに思っています。

といいますのは、イギリスとか、シンガポールとか、いろいろ流れは早くて、それから金融庁としてもいろいろな制度整備をやってきているわけですね。例えば銀行の出資規制の緩和とか、仮想通貨などの法制整備もやりましたし、それから今回オープンAPIも環境整備をしたわけです。何かもう少し発信を早目に効果的にやれば、こういうふういろいろやっているということが全体として、国際的にも早くわかってもらえたんじゃないかななど。

未来投資会議なんかでも議論をしていたんですけども、金融庁は対応が遅いんじゃないかと思われているところもあるので、そういった意味でも、国際的なアピールの仕方というの大きなインパクトを持つというふうに思っていますし、どんどん発信をしていただきたい。もちろん、その中に実質というか、実がなければ意味がないわけですが、そういった国際的なタイムリーな発信というのはとても大事だと思っておりますので、ぜひ今後やっていただければと思っております。

以上でございます。

○富田座長 続きまして、島崎委員、お願いいたします。

○島崎委員 ありがとうございます。まず初めに申し上げたいことは、先ほど長官も挨拶に触れましたけれども、金融庁の各施策の実効性が年を追うごとに高まってきておりまして、金融庁の政策立案、実行、評価、そして次の計画へというP D C Aサイクルがきっちり回っているということについて、まず評価したいと思います。

本年4月に公表されました金融モニタリング有識者会議報告書——吉野先生が座長でやられた報告書において強調されております「形式・過去・部分から、実質・未来・全体へと視野を広げる」とか、「最低基準の充足状況の確認にとどまらず、ベストプラクティスに向けた対話」や、「持続的な健全性を確保するための動的な監督に検査・監督の重点を拡大

する」という提言は、企業経営とか、あるいは監査法人の経営、監督にも共通する重要な視点であろうかと思えます。

本日は、各論にわたる部分はありますけれども、6点ほどご意見申し上げたいと思います。第1点は、国際的な会計人材の育成についてでございます。日本再興戦略2016の中で、国際会計人材の育成について、関係機関等と連携してIFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材のプールを構築するとされており、これを踏まえまして、財務会計基準機構が中心となって国際会計人材ネットワークづくりに動き出されているということは、評価されるところでございます。

また、財務会計基準機構においては、既に2012年1月から会計人材開発支援プログラムを具体的に進めておりまして、現在3期目に入っておりますが、このプログラムを履修した人の中から、既に国際的な場で活躍している人が多数育っているということでございます。

国際的会計人材のプールに関して、私の経験から少々意見を申し上げたいと思います。1つは、既に公表されております人材プールの対象の団体にアカデミアが入っていない、これはどうしてなのかなという点でございます。IFRS財団の諸委員会の人選は、国・地域別に加えまして、それぞれの方の職歴、バックグラウンド別の人選も重要視しておりまして、会計監査人、財務諸表の利用者、作成者、監督当局者、アカデミアなどからバランスをとって人選する仕組みが一般的であります。そういうことを考えますと、アカデミアも含めた形で人材プールを考えていったほうがいいのではないかと思うわけでございます。

また、2つ目は、作成者サイドでの人材育成についてです。これは、各企業において必要に応じて人材育成を行っているのが一般的でございますが、今般、経団連の各企業から多数の人材登録があったことは大変心強いところであります。これらの人材をどのような仕組みで、国際的な場で活躍できるレベルまで産業界として育て上げていくのか。人だけ集め、プールしただけでは実効が上がってこないわけで、具体的には各企業を超えて、そういう人を育てる仕組みが必要なのではないかと思います。

3つ目は、登録者のリストを見ますと、4大監査法人が150人程度の登録になっております。産業界からは六、七十名だったと思うのですがけれども、非常に突出して監査法人から登録されておりまして、若干各団体のバランスがどうなのかなと。登録した人に対して、ある程度の教育的サービスを行うのであれば、登録基準みたいなものも必要になって

くるのではないかなと思うわけでございます。

第2点は、監査法人のガバナンス・コードについてでございます。さきに実行に移されており、コーポレートガバナンス・コードも、コンプライ・オア・エクスプレインであるものの、多くの企業においては、このコードは企業価値を高めるための施策としてコンプライされており、監査法人のガバナンスコードも4大監査法人のみならず、上場企業の監査を担っている法人において適用されることが期待されるところでございます。

2016年3月に公表されております、会計監査のあり方に関する懇談会の提言の中でこのガバナンスコードもあつたわけですが、そのほかの提言として、監査報告書の透明化について提言されております。今朝の新聞にも載ってございましたけれども、今後の方向性について、金融庁の中でどういう議論をされているのかご説明いただきたいと思っております。

例えばIF IARなどの国際的な監査監督機関において、この監査報告書の長文化についてどのような意見交換等をされているのか。されているのであれば、その方向感の議論がどのような形で進められているのかも教えていただければと思います。企業の監査役会ですとか、監査委員会は、企業のグローバル化に伴いまして、グローバルベースで監査委員会を運営している会社が増えてきていると思っております。

私の用務先においても、欧州、米州、アジア、日本の各監査委員会がグローバルベースで意見交換を行っている。その中で既にヨーロッパにおいては監査報告書の長文化が進み、アジアにおいては監査法人の交代のようなことが、既に施行されているということでございます。グローバル企業における監査委員会の中でも、そういう議論が話題になっている。国際的な流れがどうなっていくのかということも踏まえて、運営していく必要があると考えているわけでございます。

第3点は、IF IARの東京事務所開設後の期待でございます。既に報道等で述べられておりますけれども、このような金融関連の国際本部が東京に設立されるというのは、日本で初めてであるということで、非常に画期的なことであると思っております。この事務局の開設によりまして、国際金融界での我が国の発言力強化につながることはもちろんでございますけれども、日本において定期的な監査監督の国際会議が開催されるということに伴いまして、世界レベルの人材が日本へ訪れる。その機会を捉えていろいろな意見発信がされる。

これが日本にとっては非常に重要なことではないのかなと思うわけでございます。IF

IARの事務所開設によって、我が国の企業や監査法人の監査の質を高めるという点において、これから期待されるどころ等について、ご説明いただきたいと思います。

第4点は、国際的政策協調、連携強化と新興国との関係強化についてでございます。28年度の目標であります国際的な金融規制の策定や影響の評価に関する議論等において、内外の発信提案を行う。さらに、これらの国際会議には可能な限り出席する。海外の金融当局との対話を通じて連携を強化するとあります。金融庁の幹部の皆さんがIFRS財団のモニタリングボードの議長ですとか、IOSCOのアジア太平洋地域委員会の議長ですとか、OECDのコーポレートガバナンス委員会の議長など、国際会議の議長職、副議長職を数多く務めておりまして、金融規制に関する国際的な議論を指導してきたということについては、大変評価できるところだと思います。今後もぜひともそういう方向でお願いしたいと思うわけでありまして。

さらに、グローバル金融連携センターを2014年4月に設置しまして、現在まで22カ国から77名の金融当局の職員を受け入れて研修等をしているということです。この研究員が帰国後も関係を維持して、知日派の育成につなげていくというのが課題であると思っていますけれども、そのとおりだと思います。欧米においては、この種の集まりを継続するという意味で、同窓会的なもの、アラムナイネットワークを構築して、組織を離れた仲間との関係維持を図って、組織運営に生かすということが行われておりますけれども、そのようなことも関係維持・強化の一助となるのではないかと思います。

第5点は、金融行政についての情報発信でございます。これも何度かこの会で私は申し上げてきましたが、特にこの1年を見ていると、英文による情報発信は格段に改善されたと評価しておりますし、閲覧者も急速に増えている。中身が充実して見やすいということだろうと思います。また、金融庁のホームページでも、これは事務方がいろいろ工夫しておられるのでしようけれども、細かな改善が随所に見られるわけです。

例えば1つ挙げますと、先ほど申し上げました監査法人のガバナンスコードに関するホームページのところで、採用した監査法人のリストが掲載されております。このリストに監査法人13法人がリストアップされておまして、既に5法人がこれを適用したということです。残りは空白ですけれども、おそらくこのリストされた監査法人は、あまり時を待たずにそういうものを導入することが大いに期待されるどころであって、そういうものを誘導するような、さらっとしたリストですけれども、非常に意味のあるリストだと思っております。この辺の工夫も大変評価されるところではないのかなと思います。

また、このリストから各監査法人のウェブサイトへリンクしています。これも、非常に金融庁のホームページは使いやすいというか、わざわざこの監査法人のホームページに行かなくても、ここから飛んで行けるというような工夫もされているので、ぜひともこれを続けていただきたいなと思います。

最後は、長官も最後で触れましたが、労働環境というか、過重労働、ワーク・ライフ・バランスの点でございます。企業におきましても、近年、過重労働の問題、特に残業問題については非常に重視し、対応しているわけです。残業時間の問題ということだけではなくて、職員が仕事を通して生きがい、働きがいをいかに感じるか。かつ、健康経営という観点で、かなり具体的な施策を講じているということでございます。

AIの活用ですとか、ITの活用ですとか、人間に頼らなくてもいいところは、それらを駆使して合理化するなどの業態改革を推進しているわけでございます。いろいろな方とお話ししていると、役所は不規則な会合とか、正にいろいろなことがあって、時間管理が難しいと聞いていますけれども、この辺のところについて、もう少し踏み込んだご説明をいただければと思います。以上でございます。

○富田座長 それでは、金融庁側、お答えいただきたいと思います。どうぞお願いいたします。

○森田総括審議官 まず、私から担当分野のご説明をさせていただきます。ご質問ありがとうございました。まず、翁先生の最初のご質問でございます、マクロ・プルーデンスの関係でございます。確かにマーケットをモニタリングするという関係から、体制でございますけれども、例えば課長補佐クラスの4分の3は、かつて民間金融機関等で勤務した者を当てております。それも、業態横断的に、例えば商業銀行だけでなく、信託とか、保険とか、いろいろな分野を経験した職員を配置しているという形でやってございます。

もちろん、マーケット市場関係者とも意見交換をしておりますし、メガを中心といたしましたG-SIFIsの役員クラスと日常的に業務とか、リスク管理のあり方とか、そういった問題について意見交換をさせてきていただいております。

さらに、時々で、例えばトランプラリー後の有価証券運用のあり方とか、ハイブリッドファイナンスとか、外貨調達のあるあり方とか等についてもテーマを決めて横断的にモニタリングをしています。あとは、イベント対応としまして、例えばブレクジットとか、欧州のストレステストが公表された際とか、アメリカの大統領選につきましては、それなりの体制を組んでマーケット動向をフォローするとともに日本銀行とも緊密に連携をさせてきて

いただいております。

若干私見も入りますけれども、確かに翁先生がおっしゃられましたとおり、日銀のほうは、どちらかというマクロ的な、金融政策的な観点からの分析に強みがあると思っております。我々は、どちらかといいますと、ミクロの金融機関のデータの積み上げとか、対話からの情報で、ミクロ的なボトムアップ的なマクロ・プルーデンスに強みがあると思っておりますけれども、そういったそれぞれの強みを生かしてしっかりと分析をして、金融庁と日本銀行との間で意見交換、目線合わせをするのが重要だと思っております。

こうした日本銀行との意見交換は、フォーマルな意見交換会のほかにも、ランチョンミーティングとか、あと担当者レベルでの日々のやりとり等でさせていただいているということでございます。日銀の金融緩和政策の出口、今後、例えば資産を買う量を徐々に減らしていくとか、さらには預金準備率を引き上げるとか、いろいろあるんだとは思いますが、こういった施策がマーケットや金利に与える影響、金利リスクを通じて金融機関に与える影響等について、今後もよく見ていく必要があると考えてございます。

課題といたしましては、こういったマクロ・プルーデンス的なマーケット経済状況の把握と、ミクロのそれぞれの金融機関のモニタリングとの融合というものを、もう少しできるといいなと個人的には思っているということでございます。これが1点目のご質問への答えでございます。

2点目、F i n T e c hの関係につきましては、一般的にF i n T e c hの人材育成の関係についてお答えをさせていただきたいと考えます。F i n T e c hにつきましては、確かに金融業が大きく変化する中で、知見を高めて機動的に対応していくということは重要だと思っております。おっしゃられました官民の意見交換を通じたやり方もあると思えますし、研修内容の高度化といったことを通じて職員の専門性を高める、さらには、足りない場合には外部から人材を登用するというようなことに積極的に取り組んでいく必要はあると思っております。

直接的に関係するわけではありませんけれども、例えば情報セキュリティーとかITの関係でございますと、職員を大学院に8名派遣して、修士号を取らせて関連部署に配置するほか、同様の人材を35名外部から採用しているという状況でございます。F i n T e c hにつきましても、こういったことを踏まえながら適切に対応していきたいというふうに考えてございます。

3番目が、島崎先生からご質問いただきました情報発信の関係でございます。ご指摘い

いただきましたとおり、英語での情報発信につきましては、一生懸命やっているところでございますけれども、我々として、やはり引き続きの課題として考えておりますのは、日本語の情報の発信と英語の情報の発信のタイミングがなるべくずれないようにするというのと、あと、どうしても英文にするというハンデがありますので、発信する情報の内容が少なくならないようにということを、引き続き努力していきたいと考えてございます。

ホームページの使い勝手をよくするという点につきましては、引き続き努力をしたいと考えてございます。

最後に、ワーク・ライフ・バランスについてのご質問をいただきまして、ありがとうございました。確かに超勤につきましては、2月から7月までの期間、平均してどうしても国会作業や法案作業がありますと、期間的にでこぼこはございますけれども、上限は50時間で、対前年比30%減ということを目標に掲げて取り組んでおります。今のところ、超勤、平均で全庁的に37時間ぐらいで、対前年比でも20%ぐらい減少しているというような状況でございます。

さらには、超勤の多かった者につきましても、例えば去年80時間超の職員につきましては、今年はその数が半減するとか、超勤の削減については効果が上がっていると考えておりまして、引き続き頑張っていきたいと思っております。

あと、職員のやりがい等につきましては、例えば360度評価を試行的にやるとか、あとはキャリア面談で、それぞれの職員がどういうキャリアを今後歩みたいと考えているのか。それに対して当局として、どういったキャリアパスとか、研修を用意することができるのかといったことについての対話を、ほぼ大多数の職員について、本年実施するといった取組みを続けてやってきております。こういった取組みをさらに次の事務年度におきましても進展させていきたいと考えてございます。私からは以上でございます。

○池田総務企画局長 私のほうから何点かお答えさせていただきます。まず、翁委員からありましたF i n T e c hの関係です。I Tの進展等が見られる中で、将来の法制のあり方としまして、担い手の業態などに着目した主体、エンティティ単位の規制から、より機能、ファンクションに着目した法制の役割が重要になってくるということは、ご指摘のとおり1つの方向性であると、私どもも考えているところでございます。

実際の検討に当たっては、相当程度きめ細かな検討が必要になると考えていまして、一朝一夕にというわけにはなかなかいかない面もありますが。したがって、現時点で具体的な道行きをお示しすることはなかなか難しいのですけれども、ゴールに幾らかでも近づく

ことができるように、検討をもう一段深めていきたいと考えています。

それから、F i n T e c hの推進に関する情報発信についてご指摘をいただきました。これは、F i n T e c hに限られたことではないかとも思いますけれども、政策の方向性や、今後の課題等をタイムリーに発信していくことは、極めて重要なことだと考えておりまして、ご指摘の点について留意し、今後、努力を重ねていきたいと考えております。

それから、島崎委員のほうから何点かご指摘をいただきました。まず、国際的な会計人材の育成でございますが、これは大きく言って2つの目的があります。1つは、ご指摘のあったような国際的な意見発信ということに関する人材ということ、それから、もう一つは、国際会計基準の任意適用が拡大していく中で、そういうことの担い手の裾野を広げる必要があるという意味での担い手と、2つの目的が存在しています。

そういう中で、今回、財務会計基準機構のほうで国際関係人材ネットワークというのが、その両方の目的を満たすべく組織、公表されたというふうに理解をしております。したがって、先ほどご指摘のあった国際的な意見発信ということについて言いますと、このネットワークと、それから、ご指摘のありました従来からございます支援プログラムと、この両方をうまく組み合わせる必要があるんだろうと考えております。

その上で、今回のネットワークの少なくとも現状においては、アカデミアからの参加がない。それから、作成者は数十名参加はいただいておりますが、ご指摘のとおり公認会計士の方々に比べると限られているということ、ご指摘のとおりかと思えます。

それから、もちろん、ネットワークをつくるだけでは意味がないので、それを活用して何をやっていくかということが大事になるわけですが、財務会計基準機構では、今後ネットワークへの登録者に対して、セミナー、シンポジウム、意見交換等の機会を提供していくということを考えておられまして、この7月10日にはネットワークの登録者等を対象に、国際的に活躍する日本人の経験、知識を共有するためのシンポジウムの開催を予定しているところでございます。

こうした機会等も活用して、一方で、産業界なども含めて登録者の拡大を図り、また、実際に産業界等での経験をバックグラウンドに持った国際的な会計人材の育成というものにつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

監査法人のガバナンスコードにつきましては、ご指摘のとおり、直接的には大きな組織を持った大規模監査法人を念頭に策定されたものではございますけれども、それ以外の監査法人においても、自発的な適用を妨げるものではないと位置づけられておりまして、既

に、ご指摘のとおり、13の法人が採用しているということでございます。各法人がそれぞれの特性を踏まえながら、実効的な組織運営を実行していくための改革を進めていかれることを強く期待しているところでございます。

それから、監査報告書の長文化、透明化のことについてご質問をいただきました。この監査報告書におきまして、単に監査結果の意見表明をするだけではなくて、監査人が着目した会計監査上のリスクなどを記載させる取組みを長文化、ないし透明化と呼んでいるわけですが、IFIARの場でどういう議論がされているかは、必要があればIFIARの担当のほうからお答えするかと思います。既に国際監査基準ではこうした手続が定められております。

また、この6月1日にはアメリカのPCAOBがこうしたものを定めました監査基準を公表しておりまして、欧州、米国、あるいはアジアの主要国でも、こうした実務が一般化しているというふうに理解しているところでございます。そうしたことも踏まえまして、金融庁としては、今後、企業会計審議会におきまして、この点についての具体的な検討を進めていきたいと考えているところでございます。

検討するに当たりましては、やはりこうした制度を導入する趣旨について関係者がよく十分な理解を持ちませんと、制度を導入しても、単に形だけの例文を増やすということになりかねませんので、関係者の理解が深まっていくよう丁寧な議論を行っていききたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○三井検査局長 翁委員から、金融行政の見直しの関係で、財務局の検査官、現場に至るまで、具体的にどのように上から目線でない対話をするという取組みをしているのかについてご質問がございました。

例えば財務局について、地域金融の例で申し上げますと、金融仲介、あるいは事業性評価、リレーションシップバンキングの推進について、地域金融の検討会議で、民間の専門家の方から、モニタリングの着眼点や手法について、具体的なご意見を頂戴しまして、それを踏まえて担当するチームが実際にやっていく。その過程で、新しい研修、例えば民間のコンサルティングの方々から、ロールプレーを含めた、具体的な対話の仕方についてのご教示なり訓練も頂戴しまして、それを現場で実施してみると。

こうして実施したものを比較的短いインターバルでレビューや反省を行い、検討会議でもご批判やご指導を頂戴する。こういうことを繰り返す形で取り組んでおります。この過

程では検査局、監督局の人間を1つのチームに混成するような部隊にするようにしていますし、地域金融機関にお邪魔するときには、財務局の検査官の方にも参加してもらって一緒に実施するということをしています。

それから、その後のフォローアップとして、地域の財務局は、本庁よりも地域金融機関との接点が多いので、財務局との連携も大事です。いずれにしても、まだまだこれからやるべき点、改善するべき点、多々あると思いますが、今こういった取組みをしているところでございます。

○遠藤監督局長 今、検査局から話がありましたので、そのパートナーである監督局から、同じような問題になるかもしれませんが、一言申し上げます。先ほどF i n T e c hの話に関しては、この主体別の今の規制監督のあり方から、やはり機能別に少し重点を移すべきではないかと、そういった流れがあるのではないかとという大きな意味のご指摘がございました。

まさに、例えばF i n T e c hの分野において、こういった分野が今後出てくるのかというのは、かなり注目されるところであります。オープンAPIというものが出てくることによって、確かにF i n T e c hベンチャーと銀行との関係というのは抜本的に変わってしまうのではないかと、これは我々も大きな問題意識がございまして。そういった中で、銀行とか、保険とか、主体別の監督をやっているんだけど、これは明らかに不十分でございまして。こういったものに、制度が必ずしもそれに対応できる前に、我々としてどういった形でモニタリングしていくのかということに関しては、機能別のチームをつくって、ほんとうに機動的に対応していくしかないと思っております。

実際に、今の検査、監督というのは、そういった主体別のチーム以外に、さまざまなテーマ別とか、機能別で、横串を刺したようなチームを作っております。1つのテーマの中で深掘りをする。それを横展開するというようなモニタリングをしております。おそらくF i n T e c hの分野においても、そのときそのときの必要に応じて、機動的にそういった機能別チームというものを再編していくのかなというふうに思っています。

そういった中で、先ほどIT人材の話がございましたけれども、IT人材も非常にいい人材を雇っております。私、監督の経験からしますと、例えばサイバーセキュリティーの話なんかに関しては、数年かけて金融機関全体のサイバーセキュリティーのレベルを、そういったIT人材が全国を回って、全国の金融機関、特に下部組織、信金・信組なんかのサイバーセキュリティーに関しては、サイバーセキュリティーのレベルのチェック以前に、

やはり基礎的なノウハウでありますとか、知識でありますとか、そういうことをトレーニングしていこうじゃないかということから始めています。

そういったITの専門人材というのが中心になって、その分野、その分野に関して金融機関のレベルというのを上げていくということをやっておりますので、FinTechに関しても、やはり我々当局としてどういうことが必要なのかということを見きわめながら、人材を採用し、彼らに活躍していただくということが必要になってくるのではないかなと思っております。

それから、検査・監督の協力とか財務局の協力は、先ほど検査局長が申し上げたとおりでございます。かなり具体の事例に基づいて、特に地域金融なんかを例にとれば、我々検査官、あるいは監督局の職員を自分たちでトレーニングしながら、実際にモニタリングをやって、それをまたフィードバックする。自分たち自身もそういった経験を、ほかの職員に共有するような形でオン・ザ・ジョブで、深度ある対話、建設的な対話ができるような、我々自身の能力向上というものを図っているわけでございます。

特にそういうことをやっていく過程において、金融庁の中の検査・監督だけではなくて、財務局との距離を縮めなければいけないということで、この春によくテレビ会議ができる施設が整いました。このテレビ会議を使って、文書の交換であるとか、個別の財務局との電話等によるコミュニケーションだけでは足りない、むしろ全財務局そろった形でフェース・トゥー・フェースで、テレビを通じていろいろな突っ込んだ議論をしようじゃないかという体制を、今とっております。

先日、私自身も財務局長との間でテレビ会議をやってみたんですけども、そういった中でかなり突っ込んだ議論ができるようになっておりますので、そういったものも使って、いかにすれば建設的な対話というのを、財務局、金融庁一体となってモニタリングの過程においてできるかということ、非常に重要な課題だと思っておりますので、それはオン・ザ・ジョブでいろいろな議論をしながら、時に反省しながら進めていかなければならないと思っている次第でございます。

○佐々木監視委事務局長 私の方から、先ほど島崎委員からIFIARの事務局が東京に開設されたことを踏まえました日本の関係者との連携について、ご質問がございましたので、お答えさせていただきます。

まず、IFIAR事務局の東京招致に関しましては、経団連、全銀協を含めて、金融庁だけではなくて、民間の諸団体のサポートが非常に有効だったと思います。改めて感謝を

申し上げたいと思います。

先ほどご質問のとおり、I F I A Rの事務局が東京にできるということで、日本の関係者、財界、経済界、その他の監査に対する問題意識を高めるという意味でも、非常に重要な機会かと思っております。そうした考え方から、昨年12月に日本I F I A Rネットワークという組織を立ち上げております。これは、経団連、全銀協、経済同友会、公認会計士協会、監査役協会、学会含めて、監査の質のステークホルダーからなる組織が立ち上がっております。

ここの目的は、まさにI F I A Rでの議論を日本の監査の質の向上にいかにつなげるかということが目的でございます。そうしたことから、既にこの4月の事務局の開設に向けまして、各団体の機関紙などでI F I A R事務局の開設の意義などについて寄稿させていただいたり、それから、今後、I F I A Rのボードミーティング——これは年3回予定されておりますが、そのうちの1回は日本で開催されることが決まっております。また、それ以外も、大手監査法人、グローバルな監査法人の幹部が集まります会合、その他も日本で開催されることが増えてくると思います。

そうした機会に、このI F I A Rネットワークの会員を中心に、例えばセミナーを開催する、あるいは何かイベントを企画するという形で、日本の関係者の中での監査の質に対する問題意識の向上につなげていきたいと考えております。

また、あわせて、日本の関係者の中でのこのI F I A Rの議論に対するインプットも、できればしていきたいと考えております。引き続き民間の諸団体との連携をしていきたいと考えております。

○氷見野金融国際審議官 私からは、翁先生、島崎先生からお話がありました、国際的な意見発信の点と、あと島崎先生からお話があったグローバル金融連携センターについて申し上げます。まず国際的な金融規制改革に関する意見発信の点ですけれども、国際交渉もアジェンダの設定から始まりまして、個別の条件闘争までさまざまな段階があるわけですが、どうしても最後、具体化して条件闘争になってから初めて頑張るみたいなことになりがちです。

けれども、やはり、アジェンダ設定あたりから言っていくということが一番効き目も大きいし、貢献もできるということだろうと思います。そのためには、翁先生がおっしゃったとおり、タイムリーに出していくということが非常に重要になってくるわけです。一昨年からやっております成長と安定の両立ですとか、規制の総合的な影響評価ですとか、そ

うした点についてはかなり具体的なアジェンダになってきておりますし、引き続き言い続けていく必要があると思うんですが、同じことを言っているだけでは仕方ありません。

例えば規制から監督へ重点を移していくとか、まだ必ずしも実現していないようなメッセージについても、引き続きタイムリーに打ち出していかなければならないと思っておりますので、いろいろアドバイスを継続的にいただければと思います。

また、グローバル金融連携センターにつきましては、7月から第10期、11名が3カ月間来ることになっております。今度来る人も入れると、これまでで88名ということで、卒業生が積み重なっていくわけですけれども、島崎委員のおっしゃったとおり、その卒業生のネットワークをどう作っていくかというのが、非常に重要な課題になると思います。

従来も、例えば写真などが入ったニュースレターを送るとか、そういったことをやってまいりましたけれども、本事務年度におきましては、私ども、ホームカミングプログラムと呼んでおりますけれども、昨年12月と今年3月には、卒業生の人に日本に来ていただいて、現役のプログラムに講師として出ていただいたりとか、あるいは、金融庁の者が出かけて行って各国で同窓会を開くと。2月にはベトナムで、5月はカンボジアでやっておりますけれども、そういったこともやっております。

また、日本の内外で開かれる国際会議にGLOPACの卒業生にパネリストとして参加してもらうとか、そういった試みをやっているところであります。ぜひ新興国における知日者が着実に育成できますように、努力を続けてまいりたいと考えております。以上です。

○富田座長 翁委員、島崎委員、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、続きまして、吉野委員、お願いいたします。

○吉野委員 私は、一番最後のところにコメントと書いて、ペーパーを1枚だけ用意させていただきましたので、多分この書類の一番後ろにあるのではないかと思うんですけれども。一番上に図が入っているものですが、ありますでしょうか。これを使いながら、ここには4点書いてありますが、それに幾つか加えてお話しさせていただきたいと思っております。

まず最初は、森長官のお話がありましたように、金融システムの安定というのが、日本では今すごくよく保たれておりまして、その意味では、金融庁の行政というのはうまくいっていると思います。

ただ、まず(1)のところですが、フォワード・ルッキングな政策と、それから、その後に事後处理的、バックワード・ルッキングといいますか、この2つのところで、フォワード・ルッキングというのは非常にいい政策なんですけれども、批判されることが多

くなると思うんです。

その図を見ていただきますと、地方の金融機関でいきますと、高齢化などで需要曲線が下がってくる。ところが、この青い右上がりの線が供給曲線——限界費用ですけれども、ここの数は変わらないと。そうすると、赤い線が青い線になりますから、当たり前ですけれども、どんどん利ざやが減ってきて。これに対処するためには、1つのやり方は、既存の金融機関で弱いところが退出するということがあれば、ほかの業種のように強いところだけが残るんだと思うんです。しかし、預金受入金融機関というのはなかなかこの青い線を減らすということはできませんから、そうすると、これを合併とか、いろいろな形で下のほうに効率化させて持っていくというのが、まさに今の地域金融の、1-Aと書いてありますけれども、フォワード・ルッキングな政策だと思うんですが。

そうしますと、やっぱりある地域ではなかなか合併が難しいということがあると思うんです。ある例を申し上げるんですけれども、昔北海道で北海道拓殖銀行が破綻したときに、北洋銀行というところが合併することになったんですけれども、その後で、北洋銀行の頭取にお聞きしたら、北洋銀行の行員がみんな反対したと言うんです。それはなぜかという、小学校や中学校のときにできた学生がみんな北海道拓殖銀行に行ったと。俺たち、できなかつたので、そいつらと一緒にになると吸収される。それで、みんなが反対したと言うんです。そういうところが地元にはあるわけで、ですから、霞が関で見ているときに、合併すればいいと、いくらわかっていても、地元ではなかなかうまくいかないわけでありませぬ。

1-Bのところなんですけれども、今、日本の金融業は健全なところで、何らかの形をしなくちゃいけないんですけれども、今後、非常にリスクのあることがあると。それが、1-Bの次の行です。今金利が低いですから、企業が少し弱くてもみんな生き延びているわけです。これが、金利上昇局面になりますと、生き延びていた企業でも、地方であまり収益がなければ、そこが破綻していく可能性がどんどん増えてくると思います。そうすると、地域金融機関の不良債権が増加して、公的支援なり何かしなくてはならないというのは、金利が上昇したときに出てくると思います。

その次の行ですけれども、金利が上昇すると、財政でいきますと、国債の利払い費がすごく増加してきますので、財政の崖といいますか、そういうところに直面するかもしれません。そうすると、財政支出でいろいろやろうとする。公的資金も含めて、結構それが難しくなる局面もあると思います。そういう意味では、フォワード・ルッキングな政策を今

しないといけないんですが、健康な状態でやろうとすると、なかなか地元の理解が得られないというところはあると思います。ただ、やっぱりフォワード・ルッキングの政策は絶対必要だと思います。

それから、1-Dと書いてあるところですけども、先ほど申しあげました新規参入の促進と、非効率な金融業の退出、これがないと、新陳代謝がないと、やっぱりイノベーションというのはできないと思うんです。こういう預金受入金融機関ですと、そこがなかなかできないわけですから、やっぱりどうやったら新陳代謝を促せるかというのは、よく一緒に考えさせていただきたいと思います。

それから、次の行ですけども、ビッグデータ分析により、今後、金融業の雇用量が大幅に低下するのではないかという予想があります。これは、リスク・データ・バンクの大久保社長なんかもよくおっしゃっているんですけども、今のいわゆる金融業の人たちは70%ぐらい要らなくなるんじゃないかと。それは、ビッグデータを使いますと、いろいろなネットワークが全部分析できまして、日々の資金の流れがわかってくると。そうすると、そのネットワークを通じて金融業の将来的な不良債権とか、貸し出しまで見えてくるということなんです。

そうしますと、やっぱり金融業の大きな流れが、いわゆる既存の銀行業なり、他行から、もっとデータ分析でF i n T e c hを使った業種のほうに移っていかないと、非常に失業が大きくなる可能性があると思います。

次は、1-Eですけども、預金受入金融機関というのはある程度守らなくてはいけないですけども、ほんとうに競争ができて、参入、退出が激しいところが併存する金融システムというのができる、おそらくいろいろなところが入ってきながら出ていって、そこはめちゃくちゃな競争であると。それこそがイノベーションができるんだと思うんですけども、こういう共存ができるかどうかということが、1つ、重要だと思います。

1-Fは、日本の資金の流れを変化させて、成長資金が流れるチャンネルを増やすという、これはずっと10年以上言われているわけです。この行政を、積立N I S Aとか、いろいろやっていただいているんですけども、どうやったらこれがもっときちんとできるかということが非常に重要だと思います。

2番目は、金融政策と金融行政というところなんです。ここは最近のアメリカの論文で、実は2週間前に若手の方々と勉強会のところで、ある学者の方が発表してくださったことで、よくわかったんですけども、アメリカの論文というのは、F E D、いわゆるオルガニザ

一ボードが金融行政とプルーデンスポリシーの2つをやっているというモデルなんです。ですから、非常に複雑なモデルになっています。包括的な金融行政というのはアメリカにはないわけです。

そういうところは、FEDがまさに金融政策とプルーデンスポリシーの両方を2つのターゲットを追うというモデルで、それがDSGEモデルという、Dynamic Stochastic General Equilibriumという、いわゆる一般均衡のモデル、いろいろやっているんです。そこで抜けているのは、2-Bですけれども、金融行政という政策手段を保持していない国と、金融行政というものを保持している国で、全くモデルが違ってくると思います。

現在、アメリカを中心にやられているモデルは金融行政がないモデルであります。日本の場合には、これがあることが金融システムの安定というのにうまくつながるんです。それが2-Cと2-Dのところに関係するんですけれども、ここから政策評価のところを教えていただきたいんですけど、ミクロの金融行政とマクロの金融行政と、2つあると思うんです。そのときに、政策手段と政策目標が何かということが明確にわかれば、政策評価ができると思うんです。

例えばミクロの金融行政でいきますと、Stewardship Code、これは機関投資家のガバナンスをきかせて、それで機関投資家の収益率が向上するということが重要だと思うんです。そうすると、Stewardship Codeをやったことによって、ほんとうに機関投資家の収益構造が上がって、ガバナンスがきいて、機関投資家からお金を調達している企業が経営効率が上がったかどうか、これを見るのが、私はまずミクロの金融行政の政策評価になるのではないかなと思います。そうすると、ミクロの金融行政の場合には、それぞれたくさん金融政策がありますから、それぞれ見ていく必要があるのではないかなと思います。

それから、今度はマクロの金融行政、2-Dのところに行きますと、これは金融庁の検査・監督だと思うんですけれども、これを変数としてどういうふうに見たらいいかと、モデルで考えるとき。それが、金融システムの安定性の確保というところであれば、不良債権比率とか、あるいは自己資本比率規制とか、自己資本比率とか、そういうところで見ればいいのかどうか。そういう政策手段と政策評価というところのミクロとマクロの金融行政で、それぞれがきちんとわかれば、こういう政策評価というのものがすごくしやすくなってくると思います。

次は3番目のところなんですけれども、皆さん、よくご存じのテーラールールというのは金融政策で使われますけれども、これは政策目標がものすごく明確なわけです。物価の

安定と経済成長、あるいはGDPギャップと。ですから、金融政策というのはものすごく分析に乗りやすいんです。ところが、金融行政になりますと、今のようにミクロとマクロで、政策手段と政策目標をどういう指標で見たらいいかというのが必ずしもはっきりしないものですから、なかなか入ってこない。それから、アメリカではそういうことをやるところがないですから、論文に出てこないというところがあると思います。

このテーラールールがこんなに世界でうまくもてはやされているのは、やっぱり物価の安定と経済成長という非常に明確な2つの目標を見ているということだと思います。そうしますと、やっぱりこれからバーゼルの規制が今すごく複雑になっているんですけども、もしできれば、日本発でこういうテーラールールのように幾つかの指標さえ見ればいいんだという目標が出れば、やっぱり私は金融行政としても、金融行政の目標というのはすごく明確になると思います。

現在は、金融政策は非常に目標が明確ですけども、金融行政のところはあまりそういう目標の正確性がないですから、ヨーロッパは非常に混乱しているのではないかという気がいたします。

4番目は高齢化のもとでは、財政金融政策の有効性が低下するというのが、最近我々がやった研究で出てきています。簡単に言いますと、財政政策をやるということは、地方の雇用を増やしていくわけですけども、地方は高齢者が多いわけですから、いくら財政政策をやっても雇用が増えるわけではないわけです。それから、金融政策のほうは、金融政策をやると、働いている人のところには、ボーナスが上がったり、給与が上がって影響するんですけども、高齢者の部分には金融政策は直接影響しないわけです。

むしろ、金融政策が金利が低くなると、高齢者の方は過去に蓄えた預貯金で金利が低くなりますから、マイナスになると。そうすると、高齢者の方が増えれば増えるほど、金融政策も、財政政策もきかない部分がものすごく増えてくるというのが出てきました。ということは、(4)の2行目ですけども、金融行政とか、そういう構造で何かを変えなくちゃいけないということが、今日本で一番重要なわけです。

下から3行目ですけども、今まで預貯金に預けていたというのは、やっぱり預貯金の収益率がほかの投信とか何かと比べるとよかったからではないかと。そうすると、もう一つ必要なことは、アセットマネジメントの能力を日本でいかに上げていくか。これがないと、やっぱり私は預貯金から、なかなかほかのところに行かないのではないかなという気がします。

もう一つ、アセットマネジメントをどうするかと。マクロで見ますと、ドイツが一番このアセットマネジメントは、私の計算でうまくやっています、それからアメリカ、イギリスなんです。それから、フランスが低くて、日本が一番低い。そういうふうに言いますと、こんなにマイナス金利なんだから、運用できるわけないとアセットマネジメントの方はおっしゃいますけれども、やっぱりアセットマネジメントの能力をどういうふうに上げていくかということが大切ではないかと思います。

それが下から2行目のところで、そういう資金の流れ。積立NISAなどはその1つの方法だと思いますけれども、もっといろいろな方法を考えていかななくてはならないと思います。

一番最後の行は、Sachs教授がおっしゃっていたんですけれども、高齢化のもとでは、過去に蓄えた資金、貯蓄をいかに高い利回りで回すかが最も重要であります。ですから、やっぱり日本のアセットマネジメントをいかに高めるかということが必要だと思います。

あと二、三点つけ加えさせていただきたいと思います。IFIARの先ほどのお話、島崎委員などからご質問がありましたけれども、持ってきたというすばらしいことだと思います。これから、いかにそれを国際機関としてうまく海外に宣伝して、やっぱり東京に持ってきてよかったな、さすがだなというふうに思わせるようなことをやっていただきたいと思います。

それは、やっぱりいろいろな国際会議を東京でIFIARに関係するものを開いて、それで東京発という、何かそういうものができる、よくパリクラブとか、京都議定書とかありましたけれども、東京発のそういうものをぜひ発信していただきたいと思います。

それから、もう一つは、いろいろなセミナーをやる時には、いろいろな関係の方々を、英語で会議はあるんですけれども、呼んでいただいて、その現場でのいろいろな議論を聞いていただくということを、ぜひやっていただきたいと思います。大きな場所でセミナーをやっていただいて、いろいろな方々がそこに後ろから聞けるというところをつくっていただきたいと思います。

それから、その次、6番目になります。人事とか、人材育成であります。1つは、金融庁は最近女性の方々を多く採用されていらっしゃるから、女性の働き方の改革として、金融庁がぜひ実験という変な言い方ですけども、いろいろなことをやっていただいて、それが日本全国に発信できると。女性の活躍できる、そして働き方改革、それを中でどん

どんやっていたきたいと思います。

それから、人材育成としては、国内や国外の留学制度をもっと続けていただいて、人材を育てていただくということが必要だと思います。

それから、先ほどからありますGLOPACで卒業された方々、この方々のメンテナンスという変な言い方ですけども、いかにその方々とうまく関係を続けていくかと。各国に、これからいろいろな方々が、幹部の方々も含めて行かれると思うんですけども、そのたびに夕食会みたいなものをちょっと開いていただいて、同窓会をやっていただいて、GLOPACの卒業生をそこに呼んでいただくというのを、ぜひ繰り返しやっていただいて、日本との関係を強めていただきたいと思います。

GLOPACの人数が先ほど88名と、随分多くなったと思うんですけども、アジアに行くと、中国とか、ほかの国の人材育成がめちゃくちゃにすごいです。そういう中で、GLOPACはいい人材を少しずつ呼んでいって、そこをとにかく一生懸命日本との関係を保ちながら、いい金融行政を各国でやっていただける方をつくるという、地道ですけども、やっぱりその中で日本の評価されることを望みたいと思います。

それから、あと2つあります。ホームページ、これは、先ほどご議論がありましたけれども、やっぱりホームページというのは、あまり金融庁を知らない方が外から見唯一のアクセスだと思います。そういう意味では、日本語、海外からは英語、これはやっぱり常にアップ・トゥー・デートで出していただく。おそらく見やすいというのが、今のところ私は見やすいと思いますけれども、いろいろな意見が出てくると思いますから、それに対応しながら、ぜひ改善していただきたい。特に英語で出すということは、海外に対する発信にすごくなると思います。

それから、最後は、先ほど遠藤局長からテレビ会議のお話がありました。どんどんテレビ会議を活用していただきたいと思います。文章で見ると、やっぱりどこが重要点かというのはわからないんです、全部読みますと。ところが、テレビ会議でやると、一遍にどこがほんとうにこの中で重要であるか、それから、各財務局の方々も金融庁に対して、こういうところが問題だということが言えると思いますので。一々、財務局を全部回るというのは大変だと思いますから、テレビ会議で。

1つは、バイラテラルでやるテレビ会議と、それから、もうちょっと大きな形でみんなが一緒になるテレビ会議、こういうものも含めて頻繁にこれを使っていただくことによって、地方、地域と中央との間の意思疎通というのを促していただきたいと思います。以上

です。

○富田座長 吉野委員、どうもありがとうございました。

それでは、私より3点、申し述べたいと思います。第1は、金融システムの安定性と金融機能という問題です。長官のお話にもございましたけれども、金融システムの安定性は向上してまいりました。しかし、Secular Stagnationと言われるような世界経済と、ご指摘のありました生産年齢人口の減少というもとで、いわゆる伝統的金融業の衰退ということが極めて明確になってきたように思います。

このため、金融機関の収益力の低下傾向が、安定化してきました金融システムの潜在的な脅威になるというのが、これからの環境認識だと私も思います。この点から、28年度の実績評価についてでありますけれども、基本政策のⅠと基本政策Ⅱの2、資金の借りに真に必要な金融サービスを提供する金融仲介機能の発揮状況が一体的に評価されることが大事だというふうに考えますが、この後者について、基本政策Ⅱの2の自己評価がBであるという形になっているんですけれども、それについてお話をお聞かせいただきたい。

また、金融システムの安定性と金融仲介機能のバランスという観点からは、この28年度の実績評価のⅠの2におきまして、カウンター・シクリカル・バッファの運用枠組みの整備が記載されております。これに関連して、例えば相続税とか、住宅税制との関係とか、そういうことについて金融庁としての意見を表明なさる場はあったのかどうかということについて、お聞きしたいです。

2番目は、利用者の視点に立った金融サービスの質の向上といったことなんです。先ほどもお話がございましたように、金融庁の中におきましても、さまざまな形で基本的な考え方を、実際の検査・監督に活用する。テレビ会議のお話もございましたけれども、そういうお話がございましたし、民間の金融機関におきましても、同じように方針の徹底とか、社内研修が行われているというふうに思います。

その上で金融庁と金融機関の対話を深めることは必要で、望ましいことなんですけれども、今のような手続で、それぞれが組織内で考え方を徹底していくということから考えると、すぐにできるというよりも、やっぱり十分な浸透にはある程度時間がかかるようにも思います。

こうした形の対話の深化によって、利用者の視点に立った金融サービスが行き着く先のイメージ、つまり金融システムの将来展望をどのように描くか、あるいは金融庁がどのように描かれているかということが重要であると思います。それは、利用者目線ということ

では、例えばワンストップサービスの充実が進展すると。だけれども、その一方で、社債と預金の問題。昔はよく議論がございました、今日も少し出てまいりましたけれども、利益相反の問題についてどう考えるか。

あるいは、貯蓄から投資へということで、市場型間接金融、特にその中でもパッシブ運用の投資信託の増大が著しいわけですが、それによって、我が国貯蓄のリスク許容量と申しますか、リスクをとる力というのが将来どうなるのかといったこと。また、昔からの議論ですが、やはり直接金融と間接金融のバランスということについて、どういう展望を持つかということはこのあたりで考える必要があるのではないかと。

それには、先程来お話があります F i n T e c h の動向とか、あるいは世界経済の Secular Stagnation の中での日本経済の活性化といった観点もあるかと思えます。

最後に、3番目なんですけれども、新しい基本計画の考え方につきまして、資料の別添1に、金融行政の3つの究極的な目標を達成するための手段として、3つの基本政策が記されております。私は非常にすっきりとした整理だと思います。そして、3つの基本政策は、それぞれ安定と仲介機能、利用者保護と利便性向上、市場の公正・透明性と活力といった形で、目標間の緊張が意識されているというのが、それぞれの基本政策に示されていることは新鮮に映ります。

新しい基本計画のもとでの金融行政の展開に期待するところでございます。

それでは、恐れ入りますが、金融庁からお願いいたします。森田総括審議官。

○森田総括審議官 まず、私からご質問にお答えさせていただきます。

まず、吉野先生のお話でございますけれども、済みません、ちょっとお話、難しくて正確に理解をしているかどうかわかりませんが、特に2の点につきまして、確かに、ご指摘のとおり、我が国、金融庁の監督当局というのは、政府の機関であるというのが1つ特徴だと思っております。よその国は、中央銀行が監督機関であるということが多いわけでございますけれども、そういった観点から、カバレッジとか持っているツールというのが異なっているということかと思っております。

例えば、そういった点から言いますと、中央銀行はマーケットに直接働きかけるツールというものを持っておりますけれども、金融庁はそういった点に非常に乏しいという一方で、どちらかといいますと、家計も含めたプレーヤーに対しての環境整備的な、言い方を変えますと間接的に働きかけるような、構造改革的なツールというものを持っているということだろうと思っております。

そういった中で、我々は企業・経済の持続的成長と国民の厚生増大という究極的な目標に向けまして、3つほど中間目標を立てさせていただいた上で、日々、具体的に何を取り組むのかということについて、金融行政方針で具体的な目標とか施策を明らかにさせていただいて、それを実績評価してP D C Aサイクルを回しているということだと思います。

そういった中で、先生がおっしゃられますように、なかなか定量的でこれだけ見ればというような目標というものは、特に間接的な、構造改革的な、環境整備的な施策も多いものですので、難しいという面が正直あるわけでございますけれども、K P Iの置き方とか、また工夫をして、今後ともご指導を賜りながらよく考えていきたいというふうに考えてございます。それが、先生、最初の紙でご指摘された2の部分でございます。

それから、女性の活躍でございます。我々、まさに女性の活躍ということは非常に重要だと思っております。金融庁は若い役所ですので、幹部職員ではまだ数は少ないんですけども、最近、採用で見ますと、年によって違いますけれども、半分弱は女性を採用しています。係長クラスになりますと、大体4分の1が女性ということでございます。こういった方々に、それぞれのライフステージとか、育児とか、いろいろご事情はあると思えますけれども、そういった事情を踏まえた上で活躍していただくということは、非常に我々としても大きな課題だというふうに考えてございます。

そういった中で、昨年、女性職員活躍と職員のワーク・ライフ・バランスの推進のための取組み計画というものをつくらせていただいております。これは、価値観、意識改革から業務効率化を人事評価に反映させるとか、男性職員の家庭生活へのかかわりをもっと増やすとか、女性職員の育成、登用拡大とか、職務復帰の支援というようなことについて、幅広く取上げられているものでございます。

そういった中で、例えば部分休業とか、早出・遅出勤務とか、フレックスタイムといった柔軟な勤務時間の設定とか、あとは、テレワークにつきましても、正直おくれておりましたけれども、これは決裁のやり方を変えたりいたしまして、テレワーク推進月間というものも設けたりいたしまして、今年は最初の第1四半期で大体去年の利用人数とほぼ同じぐらいになるぐらいの形で、今急速に伸びております。こういった施策を推進していきたいと思っております。

あと、いろいろ女性職員は悩みがあると思っておりますので、先輩職員との懇談会みたいなことを設けて、自由に意見交換をするみたいなこともやってきております。引き続き、女性職員の活用につきましても、あと職場環境の整備につきましても、取り組んでいきたいという

ふうに考えてございます。

あと、3番目、ホームページ、特に英文での情報発信が重要だというご指摘を賜りましたので、先ほどの回答と若干重複しますが、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

それから、座長からいただいたご質問でございます。ちょっとこれも趣旨、十分踏まえていないかもしれませんが、Ⅰの1とⅡの2ということでもあります。Ⅰの1はA、金融安定のところは非常にできているけれども、仲介のほうは十分できていなくてBとなっているのはなぜかということなんでございますけれども。これは、確かに金融仲介機能の発揮ということで、日本版金融排除が見られるのではないかとということで、本年度、力を入れてさまざまな取組みをしてきたところでございます。アンケート結果で、企業から依然としてやはり担保・保証がないと、金融機関はなかなか貸してくれないみたいな声が依然として残っているものでございますので、評価としては、今回はBにさせていただいたということでございます。

2番目の質問に関して、利用者目線の取組みについて、家計の安定的な資産形成の促進が図られるよう取組んだ結果、今年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則」をとりまとめ、公表し、その中では「利益相反の適切な管理」を定めております。金融庁としては、今後、金融事業者において、本原則が適切に実践されるよう状況を注視していきます。

また、「直接金融」「間接金融」の今後の展望については、デフレからの脱却と経済の持続的成長を目指す現在の経済環境下においては、高齢化の進展も視野に入れつつ、家計の安定的な資産形成を促進することが課題と認識しており、現預金や国債等の元本確保型商品中心の資産運用から、バランスのとれたポートフォリオへと転換をうながしていくことを通じ、国民の安定的な資産形成を実現する必要があると考えております。

あと、3番目に、今回は対立構造になっているというご指摘をいただきました。確かに、いろいろな説明の仕方はあるかと思いますが、今までは金融行政、金融庁ができてから、不良債権処理と法令違反等に対する是正ということで、そこに主眼があったわけでございます。けれども、そういう段階を過ぎて、例えば利用者利便とか、あと金融仲介機能の発揮という面もバランスをとって進めていくことが重要であろうという認識のもとで、国際的な発信もしているということでございます。

これまで金融庁は、金融システムの安定と利用者保護、それから市場の公正、透明性の確保ということをおっしゃっていただいておりますけれども、それぞれの目標についても、バ

ランスをとるべく、それぞれ別の切り口を入れて、バランスをとって推進していくことが重要だということを、今回、出させていただいたということでございます。

私からは、以上でございます。ありがとうございました。

○三井検査局長 座長からのご質問のところ、Ⅰと、Ⅱの2の関係性について、若干補足をさせていただければと存じます。事業性評価、あるいは借り手にとっての金融仲介機能といった取組みが必要であるということについての金融機関の理解、あるいは、そのビジネスモデル自体を変えていかなければいけないのではないかという問題意識も一部、あるいはかなりの金融機関において、程度の差はあれ、共有されつつあるのではないかなというふうに感じております。

ただ、実際に、どのように具体的な施策に落とし込んで、どう実行していくのかということ、あるいは、具体的な改革の中身については、金融機関によってばらつきがありますし、多くの経営者の方は思い悩んでいるように受けとめられます。

こうしたことについて、検査官と金融機関が一緒になって考えていくという対話の仕方として、具体的にどうい対話の仕方をしていけばいいのか、金融機関に対して上から目線ではなく、相談相手になるような、金融機関や地元の経済をよく理解したような対話ということについて、民間の専門家の方々から手とり足とりご指導を受けながら、今取り組んでいるところでございます。その意味で、これはまだまだこれから取り組むべきところがあると考えている次第でございます。

これについては、吉野先生の（1）の話と関係するところが一部あるかと思えます。ご指摘のとおり、ビジネスモデルの持続可能性について、十分な議論なり、思い切った改革なり、取組みが必要になる状況にある金融機関が地方部ではかなり存在しているという可能性があるかと思えます。本事務年度でも、ビジネスモデルの持続可能性の観点から、金融機関との試行的な対話をさせていただきました。現状は、自己資本比率などの輪切りのバランスシートで見れば健全であるけれども、収益力の観点からしてみると、議論をしなければならない状況にあるところもあると思えます。

将来の収益力について、地域経済、人口動態などから考えると、厳しい状況にあるのではないかと等々の議論をして、今後どのような施策をとって、その結果、KPIに相当するようなものとして、経営者自身がどのように銀行を導いていくのかという議論を経営者からも提示していただいて、対話をしていくということに取り組んでいます。

この対話の1段階としては、そういう認識、危機感の共有を図ることがあります。

そのための施策を金融機関サイドに考えてもらうような、そういうことを引き出すような対話ということで、第1ステップでございます。これを、さらに深化させる必要があると考えております。例えば、有価証券の運用状況について掘り下げてみますと、本業の収益状況が必ずしも芳しくない中で、その運用態勢として課題が見受けられる例もございますので、そういう切り口からも、対話をしていく必要があるかと思えます。

この関係で、また座長からのご質問のところに関連しますけれども、カウンター・シクリカル・バッファーなどについての取組みの検討に関連して、相続税や住宅税制の税制改正要望で金融庁が意見を表明する場があったのかということでございますが、税制改正作業の過程で金融庁から意見を表明する場はなく、本枠組みを策定する過程で相続税及び住宅税制そのものについての議論も行っていないものの、動的な監督という観点から、その前段階として、例えばアパート・マンションローンや不動産融資につきましては、実態をサンプル調査させていただきました。例えば、空室リスク等を考慮すると、融資先の貸家経営者などにとって必ずしもためにならないアパート・マンション建築、融資があるのではないかという問題意識を持ちまして、金融機関との意見交換会におきまして、そうしたリスクを貸家経営者である融資先に説明するような取組みをしていただくことが望ましいのではないかという問題提起をさせていただきましたし、銀行カードローンについても同様の状況でございます。

これも、程度の進展、状況変化に応じて、次のステップとしてどうしていくのかというのを考えていく必要があろうかと存じます。

○遠藤監督局長 今の検査局長のお答えにちょっと追加するんですけれども、吉野先生のまさに1番についての、このフォワード・ルッキングな政策についての問題提起に関する回答というか、我々、モニタリングを日頃やっている者としてのやや感想めいたものなんですけれども、吉野先生のこの図にありますように、サプライの供給曲線のほうを下に下げのために、結局その退出であるとか、合併というものを促すべきだと、これも1つの金融行政だということなんですけれども。

我々、例えば合併を目的にして金融行政というのをやっていなくて、それに関しては、先ほど冒頭に長官のほうから概要説明がありましたように、例えば地域金融機関の場合は、その地域金融機関がこの地域において持続可能なビジネスモデルというものをきちっと構築できているだろうか。おそらく、地域における持続可能なビジネスモデルというのは、地域に対して、地域の経済はやっぱり地域金融機関として支えるというのが、おそらく一

番この地域における持続可能なビジネスモデルになり得ると思っっているんです。そういったものを自ら考えて、それを構築しようとしているのかどうかと。

そういった検討の中で、自分の金融機関の人材であるとか、組織のキャパシティを見た場合に、やっぱりちょっと不足があると判断される場合には、では、合併も視野に入れようという形で手段として考えていく。おそらく金融機関自身がそのような判断していくのではないかと。

そういったことを判断して、自らこの持続可能なビジネスモデルを構築しようとしている地域金融機関というのは、いろいろと対話してみますと、非常に高い意識を持ってそういうことを進めている金融機関というのはそもそも強い危機意識があるんです。なぜ危機意識があるかという、かつて、自分たちの金融機関は存亡の危機に瀕し、本当に痛い目に遭っている。そういったことを反省して、自分たちのビジネスモデルを何とか構築しようという形で、ずっと改革・改善というものを進めてきたというのが、比較的優れた金融機関の特徴ではないかなと思うんです。

ですから、問題は、このフォワード・ルッキングな政策の中で、そういった危機意識というものを必ずしも本当の意味で実感として感じていないような金融機関に対して、将来を見据えて、どういったビジネスモデルというのを構築していくのかと。我々は建設的な対話を通じて、いろいろな問題点というものをアイデンティファイし、なおかつそれに対するソリューションというものもアイデンティファイし、それをフォローアップしていこうというようなことを言っているんですけれども、それとともに、やはり金融庁との対話だけではなくて、金融機関自身が自分たちで、本当に自分たち金融機関は今のままでいいのかという根本的な議論を深めてもらわなければいけないと。

そのためには、やっぱり金融機関のガバナンスというものを、このレベルというものを上げてもらわなければいけない。そういった問題意識で、今は特に地域金融機関との間で議論を継続しているところです。それが、この1-Aとか、1-Bに関する我々の現状報告といったところでございます。

○氷見野金融国際審議官 いただきました多くの点は、大変射程の広いご指摘で、お答えするというよりは、私どもがこれからいろいろ考えていく際のヒントにさせていただくというようなところが多いのかと思います。

1つは、吉野先生から、テイラールールとバーゼル規制を対比する、斬新な視点でのご指摘がございました。バーゼル合意の計測手法が肥大している割には目標のところの議論

が弱いというのは御指摘の通りだと思います。なお、テイラールールも式が1本あって非常に単純なんですけれども、その後ろには物価統計ですとか、GDP統計をつくる、ものすごい規準と作業があって、さらにGDPギャップの計算の仕方もいろいろなやり方あって、実は、統計を作る人のものすごい作業の上に、単純な式が成り立っているということだと思います。バーゼル規制のほうも実はものすごい単純なことを言っております。リスクテイクと、リスクに備えたバッファーを比較したときに、一定水準以上になきゃならんという不等式は1本だけでありまして、その後ろに、リスクをどう計測するかとか、バッファーをどう計測するかとか、ものすごい複雑なものがあって、どんどん複雑化してきているわけです。ある意味、資本とリスクテイクを比較するというだけになっているところが、もしかすると単純過ぎる面もあるのかというふうに思います。

長官の講演などでいろいろ発信をしているところでは、資本とリスクテイクだけではなくて、収益との3つの間の関係みたいなものを見ていかないと、金融機関の実態というのは評価できないのではないかなというようなことも打ち出しているわけです。こうした点を含め、いろいろご指導いただければというふうに思います。

また、GLOPACとの関係で、特に中国はじめ、物量でいろいろネットワークを広めているというご指摘がございました。私ども、卒業生にいろいろアンケートをやっておりまして、どういうふうにしていったら、もっといいかというふうに聞いているんですが、卒業生の要望で一番多いのは、研修とか講義はもういいと。むしろ、自分はこれを勉強したいと思って来たんだから、それを担当している金融庁の職員と1対1でいろいろ議論したいんだという希望が非常に多くございます。

そうなりますと、GLOPAC専担のものというよりは、来た人の問題意識に一番則した仕事を本当にやっている課長補佐——通常極めて忙しい場合が多いんですけども、その人がちゃんと来た人と一緒にやっていくことが重要ななと思っております。それは、その職員にとっても、自分のしている仕事を、ある意味誰にでも通じる言葉で翻訳し直して、考え方から伝えるということになりますので、金融庁にとっても、職員にとっても、非常にプラスの大きいことだと思います。多分、そういうことのできる職員を増やしていくところからやっていかないと、事業規模を増やせないのではないかなと思っております。ぜひ、質、量ともに向上を続けていきたいと考えております。

○佐々木監視委事務局長 先ほど、吉野先生からIFIARの東京事務局に関連いたしまして、日本の貢献についてのご指摘がございました。全くおっしゃるとおりだと思います。

I F I A R事務局の招致に当たりまして、日本として主張してまいりましたのは、もちろん、日本の国際金融センター、東京のためにもなるという観点がございませうけれども、東京に置くことが、アジアの中の東京ということで、I F I A Rの今後の加盟国の増加であるとか、それが結果的にI F I A Rの真の国際化につながり、さらには国際的な監査の質の向上につながる。それが、世界の経済にとってもプラスであると、こういう主張をしたところでございます。

こういった考え方とも関連いたしますけれども、日本における国際機関が、日本に来てよかったと、本当に国際機関のためになる。また、国際機関の目指しますミッション、ゴールの上でも日本が貢献できると。ホスト国として、同時に、主要なメンバーとして貢献できることが必要だろうと思います。

したがって、ホスト国として誘致して終わりということではございませうし、先ほどの日本I F I A Rネットワークにしましても、これを日本としてももちろん、それからこれは世界のためにも、真にいい国際機関になるように。I F I A Rが、今回、具体的にそうしたものになっておりますけれども、ほかの事例も、こうした経験が役に立つのではないかと期待しております。

○富田座長 吉野委員、よろしゅうございますでしょうか。

本日は、貴重なご意見を賜りまして、ありがとうございます。本日の議論を踏まえまして、最後に森長官、一言ございますでしょうか。

○森長官 本日は、大変有益なご指摘やご提言をいただきまして、ありがとうございます。私から2点、話をさせていただきたいと思っております。私は、長官になって2年間、金融行政のいろいろな課題にチャレンジしてまいりました。それなりの成果は出ていると思っておりますが、他方で、テクノロジーの進化に代表されるように、金融や経済をめぐる環境変化には目まぐるしいものがあります。

また、我々がやっている取組みの中には、金融機関のビジネスのやり方を抜本的に変えるような難易度の高いものもありますので、次から次に新しい課題が出てきて、課題の残高が減っていかない気がします。今後も休むことは許されないと考えています。

それから、2点目は、今日も皆様方から非常に高い視野からすばらしい問題提起をいただきましたが、こうした本質的で、重要な問題についての議論をもっと組織内で行うべきではないかと思っております。さらに、一部の優秀な特定の個人への依存度がまだ高いと思っております。金融庁が組織として継続性を持って、重要な課題に取組み成果を出していくために

は、組織を変えていくことが重要なのではないかと思います。そのためには、リーダーの選び方とか、問題設定、意思決定のあり方も含めた金融庁のガバナンスの改革、人材の育成や、人材の職員の評価のやり方も含めた変革といったものが必要になってくるのではないかと考えております。

また今後も引き続き、いろいろな有益なアドバイスをいただければありがたいと思います。今日はありがとうございました。

○富田座長 森長官、ありがとうございました。

本日の議論は以上で締めくくりたいと思います。

事務局におかれては、本日の会議で委員の皆様方からいただいたご意見を踏まえて、必要に応じ修正を行い、実績評価書及び基本計画を取りまとめていただきたいと思います。

それでは、最後に、事務局より連絡事項をお願いいたします。

○大島政策評価室長 本日は、お忙しい中、ありがとうございました。手短かに連絡事項を申し上げます。まず、実績評価書等の修正につきましては、委員の皆様方に個別にご連絡をさせていただきます。

また、本日の資料、議事要旨、議事録につきましては、後日、公表をさせていただきます。有識者委員の皆様方におかれましては、議事要旨、議事録のご確認を事務的にお願いしたいと思っております。

私からは、以上でございます。

○富田座長 予定の議事も全て終了いたしましたので、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

午前11時53分 閉会